

生活衛生同業組合に加入すると、日本政策金融公庫の「振興事業貸付」が利用できます

具体的には

- 一般貸付よりも低金利。振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに金利の低減が可能。
- 一般貸付よりも返済期間が長く、融資限度額が大きい。

ご利用いただける方	利用可能な融資制度	振興事業貸付の特徴
生活衛生同業組合の組合員の方	振興事業貸付 (一般貸付等も利用可)	<ul style="list-style-type: none">・ 融資額や返済期間が同じ場合、一般貸付よりも金利負担が小さい・ 運転資金も融資の対象・ 一般貸付よりも返済期間が長く、融資限度額も大きい

※ 「振興事業貸付」と「一般貸付」の制度内容の違いなど、具体的な融資のご相談については日本政策金融公庫にお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

利息支払総額早見表

条件：金利は2023年7月3日現在、担保を不要とする融資、貸付金額500万円、貸付期間は①7年、②10年、③13年、④20年の4通りで試算

(単位：円)

	①7年	②10年	③13年	④20年
振興事業貸付：設備資金（特利C－0.3%適用）	134,539	226,801	359,711	652,578
一般貸付：設備資金（基準金利適用に限定）	347,037	529,307	752,208	—
生衛一般貸付の貸付期間は13年以内				
差異（お徳額）	212,498	302,506	392,497	

計算式＜前提＞担保を不要とする融資

振興事業貸付：設備資金		一般貸付：設備資金	
①7年	年0.76%	①7年	年1.96%
利息支払総額	134,539	利息支払総額	347,037
②10年	年0.9%	②10年	年2.1%
利息支払総額	226,801	利息支払総額	529,307
③13年	年1.1%	③13年	年2.3%
利息支払総額	359,711	利息支払総額	752,208
④20年	年1.3%	④—	
利息支払総額	652,578		—

※金利差は1.2%：振興事業資金：設備資金は特利Cが適用され、振興事業促進支援融資制度（特利C－0.3%）が適用されるケースを想定したため。

※お徳額は融資額に比例する。

※設備資金特例の2年間0.5%引下げについては、考慮に入っていない

当該特例を考慮する場合、7年以内の振興事業貸付金利0.26%は下限金利0.3%に抵触し、2年間は0.3%となるため留意が必要